

事業提案における注意事項

■ 杉並区の基礎データ

| | |
|------------|----|
| 私有林人工林面積※1 | - |
| 林野率※2 | - |
| 林業就業者数※3 | 4人 |

※1、2：「2020農林業センサス」より ※3：「H27年国勢調査」より

<単語の解説>

私有林とは、個人や会社などが所有する森林です。

人工林とは、将来の木材として利用するため、苗木を植えて人の手で育てる森林です。育成林とも呼ばれます。

林野率とは、土地の総面積に対する林野面積の割合をいいます。

■ 提案における注意事項

森林の定義は以下のとおりです（森林法第2条）。

- ① 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹
- ② 上記のほか、木竹の集団的な生育に供される土地

ただし、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除きます。

ただし書きの具体例は以下のとおりです。

- 田畑を耕して作物を植え、育てることを目的とした農地（例：りんご畑などの果物・野菜の畑）
- 建物の敷地である土地（例：宅地のまわりに植えられた樹林、屋敷林）
- 公園、公共施設の敷地

上記の土地等にある樹木は、数多く密集していても、森林にはあたりません。

また、杉並区の基礎データのとおり、杉並区には森林はありません。